



『20歳』の意味を考える

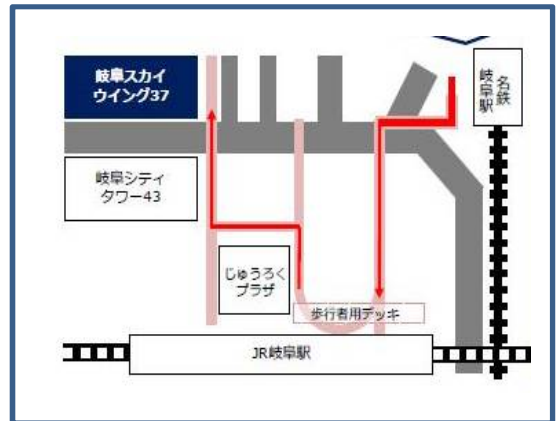
民法の成年年齢引下げ問題に関する一考察



現在、20歳の消費者相談は、未成年者の約2倍。今後、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられ、契約年齢も引き下げられると、未成年者取消権を行使できなくなり、それに伴い、消費者被害のターゲットが18歳、19歳にまで拡大し、消費者トラブルが増加すると予想されます。成年年齢引き下げに関わる問題点をスペシャリストから学びます。どうぞふるってご参加ください!

講師 中村 新造 氏

弁護士（第二東京弁護士会）。東京芝法律事務所。
日本弁護士連合会消費者問題対策委員会副委員長（消費者教育担当）。
第二東京弁護士会消費者問題対策委員会委員。
共著：「お買い物で世界を変える」（岩波書店）、
「振り込め詐欺救済法ガイドブック」（民事法研究会）等。
執筆：現代消費者法、消費者法ニュース、
NIBEN FRONTIER（第二東京弁護士会）など。
講演：九州法学会、千葉県、日本弁護士連合会、地域包括支援センターなど。



日時 2017年5月27日（土）
13:30～16:00

会場 岐阜大学サテライトキャンパス

参加費 無料

〒500-8844 岐阜市吉野町6丁目31番地
岐阜スカイウイング37 東棟4階
岐阜大学サテライトキャンパス
JR岐阜駅から徒歩5分、名鉄岐阜駅から
徒歩8分 電話 058-212-0390（代表）
http://www1.gifu-u.ac.jp/~gifu_sc/src/access.ht

この講演会は岐阜県消費者団体等活動支援補助金を活用して実施します

参加申し込み書 全岐阜県生活協同組合連合会あて（FAX 058-370-6860）

氏名	電話番号

（この氏名・電話番号は参加者集約のためにのみ使用します）

問い合わせ先：全岐阜県生活協同組合連合会 Tel.058-370-6867